

公益社団法人日本社会福祉士会 2024 年度臨時総会議事録

1. 日 時：2025 年 3 月 15 日（土）13:00～15:55

2. 場 所：鉄鋼会館 811+813 会議室（東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10）

○都道府県社会福祉士会

【出席者】（敬称略）

出町 勇人（北海道）	納谷むつみ（青森）	坂口 繁治（岩手）	小湊 純一（宮城）
和田 士郎（秋田）	高木 知里（山形）	松本 喜一（福島）	竹之内章代（茨城）
松永千恵子（栃木）	星野 久子（群馬）	遅塚 昭彦（埼玉）	岡野 範子（東京）
田中 晃（神奈川）	渡辺 陽一（新潟）	渡辺 実子（山梨）	吉澤 利政（長野）
清水 剛志（富山）	末松 良浩（石川）	泰圓澄一法（福井）	岡川 毅志（岐阜）
高橋 邦典（静岡）	宮崎 靖（愛知）	平井 俊圭（三重）	山内 克仁（滋賀）
長澤 哲也（京都）	吉田祐一郎（大阪）	小椋 智子（兵庫）	西田 利昭（奈良）
玉置 薫（和歌山）	朝倉 香織（鳥取）	田中 涼（島根）	尾崎 力弥（岡山）
吉岡 孝二（広島）	辻中 浩司（山口）	湯浅 雅志（徳島）	三瀬 誠（香川）
永井真智子（愛媛）	三橋 択実（高知）	高田 裕矢（福岡）	大垣内 勇（佐賀）
柴田 祐成（長崎）	高江 康明（熊本）	伊藤 保幸（大分）	末永 恭（宮崎）
米倉 治美（鹿児島）	石川 和徳（沖縄）		

（計 46 名 計数後の出席 1 名含む）

【欠席者】（敬称略）

澁澤 茂（千葉）

○日本社会福祉士会

【出席者】（敬称略）（代表理事（会長）、業務執行理事（副会長）以下、五十音順）

代 表 理 事：西島 善久

業務執行理事：中田 雅章 安藤 千晶 岡本 達也

理 事：伊東 良輔 角山 信司 栗原 直樹 神内秀之介 徳永 実
中村 直樹（14:30～） 中山 貴之 星野 美子 山下 康

（計 13 名）

監 事：江原 伸弘

（計 1 名）

事 務 局 長：牧野 一義

【欠席者】（敬称略）

監 事：笠田 朋宏

（計 1 名）

3. 準備手続き

（1）議長団選任

牧野事務局長から定款第 30 条の規定に基づき、議長団の選任について諮ったところ、以下のとおり選任され、異議なく承認された。

宮崎 靖 氏（愛知県社会福祉士会）

平井 俊圭 氏（三重県社会福祉士会）

(2) 議事録署名人選任

宮崎議長より定款第 34 条第 2 項に基づき、議事録署名人の選任について諮ったところ、以下のとおり選任され、異議なく承認された。

岡川 毅志 氏（岐阜県社会福祉士会）

高橋 邦典 氏（静岡県社会福祉士会）

(3) 定足数確認及び開会宣言

牧野事務局長から本総会の出席者数の報告を行った。都道府県社会福祉士会の代表者数 47 名のうち、会場出席者 45 名で定款第 31 条第 1 項に規定された定足数（正会員代表者の過半数の出席）を満たしていることから、宮崎議長より開会が宣言された。

4. 会長挨拶

西島会長から開会の挨拶があった。

5. 理事会報告事項

<第 1 号報告>2025 年度事業計画

<第 2 号報告>2025 年度収支予算

安藤副会長から議案資料集に基づき、第 1 号報告、2025 年度事業計画を報告した。続いて、中田副会長から議案資料集及び当日配布資料に基づき、第 2 号報告、2025 年度収支予算及び財務状況について報告した。

(質疑応答)

辻中会長（山口県）

事業計画の中で社会福祉士の専門性の向上が掲げられているが、専門性の向上とあわせて社会福祉士の待遇改善にも取り組んでほしい。福祉以外の産業では賃金の上昇が進んでいるが、福祉の現場では全く追いついていない。社会福祉士が就労しているそれぞれの事業者団体が待遇改善をやるべきという考え方もあると思うが、日本社会福祉士会で待遇改善の取り組みを行ってほしい。地元のある特別養護老人ホームの施設長の話では、これまで介護職員が辞めて他産業へいくことはしばしばあったが、最近では、長く勤めてきた社会福祉士、生活相談員も辞めて、給料が倍になるということで運送業に転職したケースがあったという話をしていた。全国で社会福祉士が福祉から離れて他産業で就労する実態が起きていると考えられる。社会福祉士の待遇改善の取り組みを事業計画に組み込んでほしい。

大垣内会長（佐賀県）

日本社会福祉士会の会費は都道府県社会福祉士会に所属する会員 1 人あたり 5,000 円ということになっている。会員規模の小さい社会福祉士会は財政的にも人的にも厳しいところもある。2025 年度からとは言わないが、都道府県社会福祉士会の活動がしやすくなるように 2026 年度以降、会費の減額を強く要望したい。

西島会長

社会福祉士の待遇改善については、職能団体、事業者団体の双方で働きかけを行っていくのがよいと思うが、できていないのが現実である。介護支援専門員協会は頻繁に介護支援専門員の待遇改善を要望している。福祉の現場では、一部の職種に偏って手当が支給されているという現実もあり、経験を重ねるにつれてその差が拡大している。社会福祉士の待遇改善については、本会も働きかけをしていくことが必要であると考えている。具体的な方策等については、検討したいと思うので預らせてほしい。

本会会費の減額については、以前、長野県社会福祉士会から強い要望があり、1,000 円減額したとして各社会福祉士会にいくら還せるかを試算し、都道府県社会福祉士会の支援として減額することを含めて検討した結果、財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム（以下「強化プロジェクトチーム」という。）を立ち上げた。強化プロジェクトチームのメンバーは会員規模の小さいところを含めた正会員で支援策を検討し、正会員の活動助成制度の創設や入会促進キャンペーンに取り組んできた経緯がある。会費の減額については 2026 年度からということでは難しいが、正会員の活動助成や入会促進

キャンペーンの効果を見定めながら、財政的、人的に厳しい社会福祉士会があるということも意見として受け止め、今後どのように対応していくか都道府県社会福祉士会の意見を聞きながら検討していきたいと考えている。

大垣内会長（佐賀県）

本当に財政的、人的に困っている社会福祉士会は声を上げないと思うので、会費の減額については検討をお願いしたい。

<第3号報告>次期綱紀委員会委員選任報告

中田副会長から議案資料集に基づき、都道府県社会福祉士会会員から選任した6名、理事会において選任した都道府県社会福祉士会会員1名及び外部から選任した3名の綱紀委員会委員（任期：2025年4月1日から2027年3月31日まで）について報告した。

質問等はなかった。

<第4号報告>令和6年能登半島地震の被災地支援について

第4号報告に先立ち、岩手県社会福祉士会の坂口会長から口頭で大船渡市の山林火災に対する支援に感謝を述べるとともに、火災は沈静化した被災した方々の支援に岩手県社会福祉士会として取り組んでいくことを報告した。続いて、岡本副会長から当日配布資料に基づき、災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要について説明した。引き続き、石川県社会福祉士会の末松会長から令和6年能登半島地震における石川県社会福祉士会がこれまで行ってきた被災者見守り・相談支援事業等の活動、今後の支援活動の方針等を報告するとともに、令和6年（2024年）奥能登豪雨を含め全国からの支援に感謝を述べた。

（質疑応答）

小湊副会長（宮城県）

奥能登の被災地支援にも行ったが、支援先で個人情報保護法の壁にぶつかった。個人情報を保護することが重要とされ支援を必要とされる人がわからず支援が前に進まない。災害時には個人情報保護の壁を乗り越える必要があるということを国等に言うべきではないか。災害時に個人情報を守らなかったことの利益と、守ったことで起こった不利益をどのように考えるか。災害時には生命、財産の保護を最優先し、その結果、個人情報の漏えいが生じた場合に対応する仕組みをつくっておけばよいと考えている。災害時に個人情報保護を最優先としてしまうと、被災地で支援を必要としている人々への活動の身動きがとれなくなってしまうと思う。災害時には個人情報保護法の壁を乗り越えることを前面に打ち出して被災地支援をする必要があるのではないかと。東日本大震災の時は能登半島地震のように1.5次避難所やマッチングというものはなく、避難所から2次避難所へ行けないということではなかった。強制的に2次避難所へということでマッチングの必要がない受け皿をつくったという経緯がある。東日本大震災の時は強制的に2次避難所で高齢者、障害者を受け入れ、安心した場所で生活できる環境を整備した後に社会福祉士会、弁護士会等が協力して被災者支援を行った。支援活動については、その要請が来る前に動き出さなければならないという状況が生じる。支援活動は臨機応変に柔軟に対応していく必要があると考えている。

岡本副会長

災害対策基本法等の改正の説明で触れたとおり、また今、意見をもらったとおり、災害時に被害にあっている人々の支援活動が必要とされているとき、個人情報保護の観点から支援活動ができないという考え方は基本的に持っていない。個人情報保護については被災者支援の現場の声が国に届いていないか、届いていても個人情報保護法に阻まれているという感じがあり、個人情報保護法の壁を乗り越えるべきだという意見については同感である。

災害対策基本法というのは災害支援にかかる基本的な法律であるので、個人情報保護法との兼ね合い

については、内閣府で調整できることだと考えている。災害時の個人情報保護に関する意見については、国とも相談していきたいと考えている。1.5 次避難所というのは意見があったように東日本大震災のときはなかった。なぜ能登半島地震で 1.5 次避難所というのができたかという、被害の大きかった能登半島の市町村へ金沢、富山、福井から支援へ行こうと思っても非常に時間がかかる。被害が大きかった地域へ続く道路が寸断されたこともあり、被災者を 2 次避難所へすぐに搬送できなかった。金沢市に設置された 1.5 次避難所へ搬送された人々の 7 割が空路で搬送された。自動車等の他の手段も使えば東日本大震災のときのように対応できたかもしれない。そういった交通事情もあって 1.5 次避難所でスクリーニングして 2 次避難所へ移ってもらったという経緯があった。その点が東日本大震災のときとの相違点のひとつである。もう一点は、災害時は支援のほうに目が行きがちだが、受援体制、災害支援を受け入れる側の準備が、地震発生が元旦であったこと、地震により道路が寸断されたこと、降雪期であったことなどから当初混乱していた。事業計画のところで説明があったとおり、危機管理室を 2025 年度から危機管理・災害対策検討委員会に格上げして、受援体制を含めた対応を検討していくので協力をお願いしたい。災害支援について意見等があれば 3 月末くらいまでに事務局へ連絡をしてほしい。

第 4 号報告の終了後、宮崎議長から 15 分の休憩が宣言された。

14:31～14:46 休憩

14:46 平井議長から再開が宣言された。

6. 事務連絡

＜第 1 号事務連絡＞規程の制定等

牧野事務局長から議案資料集に基づき、2024 年 6 月から 2025 年 2 月までに制定及び一部訂正した規程類について報告した。

＜第 2 号事務連絡＞第 33 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）

島根県社会福祉士会の田中会長、渡辺島根大会実行委員会委員長から、7 月 5 日、6 日に島根県松江市の「くにびきメッセ」で開催する第 33 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）の準備状況について報告し、全国からの参加を呼びかけた。

＜第 3 号事務連絡＞第 34 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）

青森県社会福祉士会の納谷会長から、第 34 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）のテーマが、『共に生きる社会』をつくる社会福祉士～じゃわめぐ未来へ『わ』と『な』をつなぐ～に決まったこと、2026 年 7 月 4 日、5 日の青森市のリンクステーションホール青森での開催に向けて実行委員会を立ち上げ、準備を進めていることを報告した。

＜第 4 号事務連絡＞その他

（１）正会員に対する活動助成 募集要項

岡本副会長から当日配布資料の正会員に対する活動助成の募集要項に基づき、2025 年度から正会員に対する活動助成の審査項目に「独自性・先駆性」を追加したこと、募集について説明した。

（２）成年後見に関する事項

星野理事から当日配布資料に基づき、本会からの意見を提出した第二期成年後見制度利用促進基本計画にかかる中間報告が厚生労働省のホームページに掲載（都道府県社会福祉士会メーリングリストで案内済み。）されており、内容は成年後見のみではなく権利擁護支援全体を扱っているので、ばあ

となあ名簿登録者だけではなく都道府県社会福祉士会会員全員に知っておいてほしい内容になっていること、法制審議会「民法（成年後見等関係）部会」が第 16 回まで実施され、2025 年 6 月から 8 月にかけてパブリックコメントの受付をするにあたり、4 月から 6 月にかけて議論の中身を中間試案としてとりまとめる作業に入る予定であること等を報告した。

また、ある社会福祉士会から都道府県ばあとなあ運営規程等に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）ができる前の規定が残っており、他団体で成年後見に関する活動を行う場合は、ばあとなあ名簿登録から削除することが規定されているという相談があったことを報告するとともに、基本計画ができる前は、他団体で成年後見に関する活動をするると利益相反になる可能性があるため、ばあとなあ名簿から削除するという規定があったようだが、現在本会は、ばあとなあを通じて中核機関で後見活動に知見や経験がある社会福祉士の活用を促進していく方針であり、他団体で後見活動をしていることが即利益相反の可能性のあるということではなく、利益相反については個別に検討され、判断されるべきであると考えていること、今後考え方を整理して結果をばあとなあ連絡協議会でも伝えることを説明した。

最後に、後見活動について家庭裁判所へ報告する際に使用する書式が 4 月から変更になるため、その利便性等に関する調査を実施する予定であることを報告し、協力を依頼した。

（３）酒田市いじめ重大事態再調査委員会報告について

中田副会長から口頭で、参画していた酒田市いじめ重大事態再調査委員会の報告書を 3 月 7 日に遺族に提出し、酒田市長に答申したこと等を報告した。また、市町村等から都道府県社会福祉士会へいじめ重大事態の調査委員の派遣要請がくることが予想されるため、対応を依頼した。

（４）公益通報について

西島会長から当日配布資料に基づき、本来は事務連絡で扱う内容ではなく、理事会報告として扱うべき内容であるが、臨時総会の進行上、臨時総会の最後になったことに理解を求めたうえで、公益通報事案について説明し、質疑応答を行った。（公益通報保護法上、通報者に不利益を及ぼすこと、通報者等の詮索は禁止されており、対象事案に関する情報の秘密を保持しなければならないため（公益社団法人 内部通報に関する規程 第 11 条、第 12 条及び第 13 条）質疑応答等は非公開とし、議事録には記載しない。）

以上で議事を終了し、15:55 に閉会した。